

令和 8 年 第 2 回

伊根町議会定例会会議録

令和 8 年 6 月 30 日（第 2 号）

伊 根 町 議 会

令和 8 年 第 2 回 (定例会)

伊根町議会 会議録（第2号）

招集年月日	令和8年 6月30日 火曜日						
招 集 場 所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和8年 6月30日 9時30分			議 長	佐 戸 仁 志	
	閉 会	令和8年 6月30日 10時32分			議 長	佐 戸 仁 志	
応(不応)招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	1	上 辻 亨	○	6	大 谷 功	○	
	2	長谷川貴之	○	7	和 田 義 清	○	
	3	松 山 義 宗	○	8	濱 野 茂 樹	○	
	4	向井久仁子	○	9	佐 戸 仁 志	○	
	5	山 根 朝 子	○				
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 9名 欠席 2名
	町 長	吉 本 秀 樹	○	保健福祉課長	石 野 靖	○	
	副 町 長	上 山 富 夫	○	地域整備課長	橋 本 利 将	○	
	教 育 長	岩 佐 好 正	○	教育次長	小 山 晋 司	○	
	総務課長	横 川 純	○	会計管理者	中 川 雅 貴	×	
	企画観光課長	千 賀 和 孝	○	代表監査委員	森 下 繁 之	×	
	住民生活課長	森 田 連 三	○				
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議 会 事務局長	倉 正 人	○	主 任	山 田 洋 美	○	
会 議 録 署 名 議 員	4 番	向井久仁子		8 番	濱野茂樹		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

令和8年 第2回 伊根町議会定例会

議事日程 (第2号)

令和8年6月30日(火)
午 前 9時30分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 水力発電の導入検討について 大谷 功
- 非核平和都市宣言に関する決議の精神の継承と、平和への具体的な取り組み、および本町における平和教育の推進について 山根 朝子
- 水道スマートメータについて 上辻 亨

日程第 3 議案第51号 令和8年度伊根漁港海岸保全施設整備工事請負契約の締結について

日程第 4 議案第52号 令和8年度伊根町一般会計第2回補正予算

日程第 5 閉会中の継続審査(調査)申出書

会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 水力発電の導入検討について 大谷 功
- 非核平和都市宣言に関する決議の精神の継承と、平和への 山根 朝子
具体的な取り組み、および本町における平和教育の推進に
ついて
- 水道スマートメータについて 上辻 亨

日程第 3 議案第 5 1 号 令和 8 年度伊根漁港海岸保全施設整備工事請負
契約の締結について

日程第 4 議案第 5 2 号 令和 8 年度伊根町一般会計第 2 回補正予算

日程第 5 閉会中の継続審査（調査）申出書

会 議 の 経 過

令和8年6月30日（火）
午 前 9時30分 開議

◎ 開議の宣言

○議長（佐戸仁志君） 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は全員です。
これより直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐戸仁志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、
4番、向 井 議員
8番、濱 野 議員を指名します。
以上の両議員に差し支えのある場合は、次の号数の議席の議員にお願いいたします。

◎ 日程第2 一般質問

○議長（佐戸仁志君） 日程第2、これから一般質問を行います。
最初に、水力発電の導入検討についてを通告議題とし、大谷議員の発言を許します。6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） 皆さん、おはようございます。

通告に基づきまして、水力発電の導入検討について質問をいたします。

まず最初に、大きな話になりますが、気候危機の打開は、いよいよ人類と地球にとって待ったなしの課題となっています。既に世界各地で異常な豪雨、台風、猛暑、森林火災、干ばつ、海面上昇などが大きな問題となっています。国内でも、猛暑による熱中症の増加や線状降水帯の発生、ゲリラ豪雨など、風水害による災害によって国民の命が脅かされ、農業や水産業にも大きな被害を与えています。町内でも、猛暑、干ばつ、暖冬、豪雨、豪雪、春・秋が短い季節の二期化など、気候危機が誰にでも感じられる状況となっています。国連のグテーレス事務総長は、地球沸騰化と表現をし、各国に気候危機の対策の強化を呼びかけています。こういう気候危機が進行する中で、特に若い人たちは将来に深刻な不安を感じています。エネルギーの転換、CO₂の排出削減と計画の策定を町民参加、若者参加で進め、気候危機の打開を大きなところからだけでなく小さなところからもそれぞれみんなが進めていく必要があります。

気候危機打開への省エネルギーと再生可能エネルギーの取組は、新しい需要と雇用を生み出し、地域の循環型経済の発展を進めるなど、持続可能な経済社会への鍵を握っている大切な問題だと考えています。再生可能エネルギーは、日本中どの地域にも存在をし、潜在量は電力需要の7倍というふうにされています。輸入価格の高騰が、エネルギー自給率10%の日本経済を翻弄しています。地域が主体となって開発・運営し、ゾーニングなどの乱開発防止のルールを決め、住民の合意と協力地域に利益を還元する再生可能エネルギーの開発・導入が今求められているのではないのでしょうか。

伊根町では、過去に再生可能エネルギー導入実証実験を実施し、太陽光発電によるEV導入によるデマンドタクシーの運行に活用したところですが、水力発電はそこには検討されていませんでした。落差があり、豊富な筒川の水を利用した、ダムを必要としない小水力発電の検討・導入で、筒川本庄地域での雇用・経済など、地域振興の柱の一つ、再生可能エネルギーの里として位置づけることの意義は大きいと思っています。さらに、マイクロ水力を至るところで導入するなど、地域ぐるみで活用するなどして、地域活性化の展望もあるというふうに思っております。学校でのエネル

ギー教育活動への波及も期待ができます。

筒川を利用した小水力発電事業を地域振興の柱の一つとして検討・研究することについての町長の見解を伺います。

○議長（佐戸仁志君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 皆さん、おはようございます。

サッカーは残念でした。寝不足の方がおられるかと思います。

大変失礼しました、冒頭。

それでは、大谷議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

議員もおっしゃるように、伊根町では令和元年度に伊根町エネルギービジョン策定基礎調査を実施し、デマンド交通に太陽光の再エネを活用する仕組みを構築しました。皆さんもご存じのとおり、デマンド交通である「いねタク」は、電気自動車と太陽光発電を組み合わせた交通GXの取組でございます。まず、再エネ活用事業に町として取り組んでいるという、皆さんご存じではございますが、その事実を申し上げるところでございます。

また、これは京都府さんと協働しての話でありましたが、太鼓山における風力発電も進めたくございました。しかしながら、資材搬入のための道路拡幅に、当該地権者である地元自治会に反対をされ、頓挫をしたところでございます。ここで反対された理由の詳細は申し上げませんが、じくじたる思いでございます。

それでは、質問の水力発電についてでございますが、規模的なことを申し上げますと、3万kW以上の発電能力のものを大規模水力発電、1,000kWから3万kWのものを中規模水力発電、1,000kW以下のものを小水力発電、さらに細かく分けると、100kW以下のものをマイクロ水力と呼ぶようでございます。大規模水力発電は、ダムを造り、貯水池の造成が必要でございます。中規模水力発電は、中規模なダムや調整池を利用し、小水力発電は、川の一部から水を取り込み、導水管を通し、高低差を利用するものでございます。規模によって必要な施設が変わってまいります。

議員は質問の中で、伊根町では水力発電の検討はないと、そのように言われましたが、さきに申し上げた令和元年度の伊根町エネルギービジョン策定基礎調査では、小水力発電に関する調査を行っております。降水量などから、水力発電の賦存量、いわゆるポテンシャルを推計し、そこから利用可能量を算出しております。調査内容の詳細はここでは申し上げませんが、結果として、小水力発電に有望な河川や水路は、町内には見当たらないというものでございました。伊根町の最大の河川である筒川でも、小水力発電、1,000kWの発電施設には適さないというものでございます。また、現在の伊根町の環境や規模において、ダムを造るような大規模水力は、社会的、経済的、環境的に全く現実的ではございません。

小水力発電は、環境に優しい発電として期待されますが、それはもともと適切な落差と水量がそろっている場所がある場合の話でございます。筒川の落差、水量では小水力発電にも適さず、事業化の目途はないというものでございます。

私のほうに反問権がないので、私から議員に質問できないわけでございますが、議員のおっしゃる筒川を利用した水力発電の検討とは、どのようなものを想定しておられるのかがちょっと分かりにくいところでございます。雇用、経済効果、教育活動など大きな地域振興の柱と言われますが、河川を利用する小水力発電が雇用や経済効果を生むのか、そもそも疑問でございます。少なくとも、落差、水量等からは事業化は見込めない時点で、経済効果はございません。

この結果から、ご質問の筒川を利用した水力発電の検討は、既に検討済みであります。その結果から、事業化の検討も必要ないものと考えております。

以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） 大谷議員。

○6番（大谷 功君） ありがとうございます。

水力発電の検討ということは、私、承知しておりませんでしたので、また検討結果について見せていただいて、考え方を再構築したいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（佐戸仁志君） 以上をもちまして、大谷議員の一般質問を終わります。

次に、非核平和都市宣言に関する決議の精神の継承と、平和への具体的な取り組み、および本町における平和教育の推進についてを通告議題とし、山根議員の発言を許します。5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） 皆さん、おはようございます。

通告に基づき一般質問を行います。

質問に入る前に、通告書の記載について1点訂正をいたします。通告書では、伊根町議会が非核平和都市宣言に関する決議を採択した日を1989年、平成元年9月27日としておりました。これは外部資料に記載された決議文の日付に基づいて記載したんですけれども、その後、伊根町議会の記録を改めて確認したところ、正しくは1988年、昭和63年9月27日であることが分かりました。ここに訂正させていただきます。

それでは、質問に入ります。

まず、町長に伺います。

米国及びイスラエルによるイランへの攻撃を契機とする武力衝突をめぐっては、米国及びイラン双方が戦闘終結等に関する覚書に署名し、戦闘の終結が宣言されました。一方、覚書の履行や核問題を含み最終合意に向けた協議はなお途上にあります。また、ホルムズ海峡における自由で安全な航行の回復も課題として残っており、原油や石油製品等の供給や価格への影響が町民生活に及ぶことも懸念されます。

こうした中で、自治体が平和への意思を改めて示す意義はますます大きくなっていると考えます。伊根町議会は、1988年、昭和63年9月27日に非核平和都市宣言に関する決議を採択しました。この決議には、憲法に掲げられた恒久平和の理念を日常の町民生活の中に生かし、永遠の平和都市たることをここに宣言すると明記されています。この決議に込められた理念を過去のものとして、令和の時代にどのように生かしていくのが改めて問われているのではないのでしょうか。

伊根町は平成27年2月に平和首長会議へ加盟し、町長はヒバクシャ国際署名にも賛同されるなど、平和への意思を示してこられました。これらの取組は、核兵器廃絶と恒久平和の実現に向けて行動するという伊根町の意味表示であると理解してよろしいでしょうか。

また、核の脅威や武力衝突の現実味が増す中で、恒久平和の理念を日常の町民生活の中に生かすという決議の精神を今後どのように継続し、発展させていこうとされているのか、お考えを伺います。

続いて、教育長に伺います。

今年3月16日、沖縄県名護市辺野古沖で同志社国際高等学校の研修旅行中、生徒らが乗った小型船2隻が転覆し、生徒1人と船長1人が亡くなるという痛ましい事故が発生しました。文部科学省は、事前の下見、引率体制、気象情報の確認、安全指導、緊急時の連絡体制など、学校側の安全管理等が著しく不適切であったと指摘しています。また、5月22日、同校の研修旅行のうち、辺野古への移設工事に関する学習について、教育基本法第14条第2項に反するとの見解を示し、学校法人同志社に是正を求める指導を行いました。

安全管理の問題と教育内容の適否は、本来、区別して慎重に検討されるべきものです。教育基本法第14条は第1項で、良識ある公民として必要な政治的教養を教育上尊重すべきことを定めています。一方、第2項では、法律に定める学校が、特定の政党を支持し、またはこれに反対するための政治教育、その他政治活動を行うことを禁じています。文部科学省は、辺野古移設に反対する側の考えが主に取り上げられ、それとは異なる立場や考え方が十分に示されていなかったことなどから、それらを理由に、今回の学習が第14条第2項に反すると判断したというふうに説明をしています。また同時に、平和教育そのものを否定したものではないとも説明しています。しかし、今回の指導が学校現場を萎縮させ、教員が現実の社会問題を取り上げることをためらわせることにならないか懸念しています。

世界で起きている武力衝突や、そこで被害を受ける市民の状況が日々報じられています。子供たちも戦争や平和を現実の課題として受け止めています。また、沖縄の基地問題や安全保障をめぐる出来事も国内の重要な社会課題です。だからこそ特定の立場を一方的に教えるのではなく、異なる意見や背景を学び、子供たちが将来の主権者として平和について自ら考え、話し合い、判断する教

育が今の時代に極めて重要であると考えます。

そこで教育長に伺います。

第1に、政治的中立性を確保しながら、多面的、多角的な視点から、子供たちが自ら考え、判断する平和教育を教育委員会としてどのように位置づけておられるのでしょうか。

第2に、現場の職員が、教員が萎縮することなく、安心して子供たちと向き合える環境を守っていくお考えはあるのか。

以上、答弁を求めます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐戸仁志君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、私のほうから先に、いわゆる平和首長会議への加盟やヒバクシャ国際署名、それらについての認識について、そしてまた、日常の町民の生活の中に生かすというその見解ですね、そういうことについて私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

それでも、お答えをする前に一言申し上げるわけですが、通告書の議員の冒頭の一文、町民の間でも、物価高や石油由来の材料不足など、そういうことによって平和への関心、不安が高まっている。少し私は違和感を感じるわけですね。平和への不安というのはまだ分かりますが、平和への関心とはいかに。争いの愚かさ、平和の尊さ、こういったものは万人共通の認識であり、願いでありましょう。平和への関心というのはなかなか分かりにくいように思います。伊根町民は、物価高や石油由来の材料不足により、議員言われる平和への関心と不安が高まっているのでありましょうか。ではでは、ホルムズ海峡が開放され、物価高が落ち着けば、平和への関心や不安はなくなるのでありましょうか。そういうものではないと思いますね。そうではないと思う。ウクライナやガザ、中東の惨状、まちが破壊され、無辜の民が殺りくをされる。その惨状と悲惨さに町民さんは心を痛み、早期の戦争終結、世界平和を願っていると思います。もって、議員の言われる平和への関心と不安は高まっていると思います。人権や言論の自由、法の秩序が尊重され、争いのない、そんな世界平和が訪れない限り、議員言われる平和への関心と不安というものは、これは続いていくわけですが。戦争がなくとも物価は上がります。とりわけ今の物価高は、円安に起因するところが大きいです。議員言われる平和への関心と不安というものについては、経済的なものは二の次に思います。伊根町民の民度はそんなに低いものではないと思うところでございます。

本題に入ります。

議員ご存じのとおり、本町は平成27年2月に平和首長会議へ加盟するとともに、平成29年ヒバクシャ国際署名にも賛同し署名しております。この平和首長会議は、昭和57年、国連軍縮特別総会において広島市長が、世界の都市が国境を越えて連帯し、共に核兵器廃絶への道のりを切り開こうと、世界各国の都市に連帯を呼びかけられ、この趣旨に賛同する自治体で構成された組織でございます。私といたしましても、世界各国が連帯し、核のない平和な国際社会の実現に向けた動きがますます進んでいくことを期待しておりますところでございます。

核兵器というものは、人間が作り出したものであります。そして、その核兵器を使用したのも人間であります。戦争は、非常に無常であり、日常生活を壊すものでございます。つまり、二度とさきの大戦のような悲劇を生まないように、核兵器根絶と恒久平和の実現に向けての行動をするという意思表示でございます。1点目のご質問は、そのように認識いただいて結構でございます。

また、釈迦に説法だとは思いますが、決議とは、伊根町議会の意思を広く対外的に明らかにするために行われるものでございます。議会主導でおっしゃると、議会が行政に代わって行ったというイメージを持ちますが、決議とは、議会が意思表示されるものでございます。伊根町議会では平成元年9月27日に非核平和都市宣言を決議されておられます。「日常の町民生活の中に生かす」という決議の精神をどのように継続・発展させていくお考えかという問いは、伊根町議会の皆さんがどうされるかでございます。これまた反問権がございませんので質問するものではありませんが、その議決の下、先人の志を受けて、山根議員を含む伊根町議会の皆さんがどのように活動されてきたのか、されていかれるのか、それが問われるのではないのでしょうか。

さて、宣言における「憲法に掲げられた恒久平和の理念を日常の町民生活に生かす」とは、伊根町が平和を大切に作る町という姿勢を町民一人一人の日々の行動と意識の中に根づかせることを意味しているものと考えております。行政の立場である我々は、非核平和都市宣言の精神を町民の日

常生活の中に浸透させるため、核兵器のない世界を願うキャラバン隊の活動や、学校教育や生涯学習の場での平和学習の充実を図っております。そういった写真パネルの展示にも協力しております。また、伊根町戦没者慰霊祭であっても、趣旨は異なるわけですが、我々伊根町民の不戦の誓い、恒久平和の願いであります。

このような活動を通して、理念を浸透させるとともに、次世代へ継承していくことを今後も続けてまいります。世界平和を希求する我が町の姿勢を明らかにし、志を同じくする自治体の皆さんと連携し、核兵器廃絶に向け声を上げてまいりたいと思います。伊根町だけでは甚だ声は小さくございます。しかしながら、その小さな声も集まればそれなりに大きなものになると心得ます。また、伊根町議会でも行動されるときは、ぜひとも我々行政にもご一報ください。協力して頑張ってまいりましょう。

以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） 岩佐教育長。

○教育長（岩佐好正君） おはようございます。

答弁の前にまずもって、辺野古沖の転覆事故でお亡くなりになりました方のご冥福を衷心よりお祈り申し上げますとともに、けがをされました生徒の皆さん、深く傷心されました皆さんに心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、山根議員のご質問にお答えいたします。

今回、議員より2つのご質問を頂戴したと認識しておりますが、最初に、1つ目の項目、特定の政治的立場に偏らない中立の視点を持ちながら、子供たちが自ら考え判断できる平和教育を教育委員会としてどのように位置づけているかについてお答えいたします。

議員ご承知のとおり、学校では、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じた教育を実施しております。その前文には「教育は、教育基本法第1条に定めるとおり、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的のもと、同法第2条に掲げる次の目標を達成するよう行われなければならない」と明記されており、5つの目標を掲げています。その中の1つには、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」とあります。

また、議員の通告書にありますように、教育基本法第14条第1項には「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」とあり、同条第2項では「法律の定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育、その他、政治的活動をしてはならない」とあります。

教育委員会としましては、教育基本法及び学習指導要領に掲げているとおり、政治的中立性を保ち、政治的教養や国際社会の平和と発展に寄与する態度を身につけるために、学校で実施されている「平和に関する取組」は、非常に重要な領域であると考えております。その「平和に関する取組」は、特別な教科「道徳」を含む教科指導、また、総合的な学習の時間など教科外指導において、児童生徒の発達段階に応じた内容を適切に教育課程として編成し、教育の目的や目標を追究していく上で欠かせない学習領域であると考えております。

続いて、2つ目の質問、現場の教員が萎縮せず、安心して子供たちに向き合える環境を守っていく考えがあるのかについてお答えいたします。

そもそも、子供たちの健やかなる成長のために、法に従って教育実践を行う学校現場や教員が萎縮する必要は全くないと考えております。

今回、同志社国際高校の沖縄研修旅行の教育内容について、戦後初めて文部科学省が、教育基本法第14条第2項に違反すると認定し是正指導を行ったこと、また、そのことにより各界の識者や団体等々が様々な見解を出されていることは承知しております。言うまでもありませんが、文部科学省の対応の是非について、小職がこの場で何かを申す立場にはありませんし、また、その賛否についても、この場で軽々に述べるべきではないと思っております。

ただ、今回の研修旅行実施に関係した方々には、平和に関する学校の教育活動の中で、大切な生徒の命が失われたということを真摯に受け止め、立場や役職を問わず猛省し、真相究明及び再発防

止のために全力で対応を進めていただきたいと、そのように思っております。

伊根町教育委員会としましては、決してこの事故を他人事にせず、所管の教職員におけるコンプライアンス意識のさらなる向上や教育活動全般における安全管理の徹底などについて指導助言を的確に行いたいと考えている次第です。

学校は、児童生徒も教職員も安全に安心して学習活動や体験活動に取り組める場でなければ、本来の目的は果たせません。今回の件で教訓とすることは、法令を遵守し、安全配慮義務と政治的中立性を担保した上で、「平和に関する取組」をしっかりと推進していくことと考えております。果たすべき重要なことが明らかであるにもかかわらず、及び腰になること、萎縮することでは決してありません。多面的な視点から平和について考えさせる指導を推進する立場にある、教職員は責任と誇りを再認識することだと思います。教育の目的や目標を追求する教員や学校は、自らの実践を振り返り、常によりよい方向へ改善を図ります。どんな教育実践においても、子供たちの安心・安全を保障するために、慎重な姿勢は必要不可欠ですが、教職員が萎縮し、教育の本来の目的や目標を見失うことは、決してあってはならないと強く思うところでございます。

教育委員会としましても、そのような学校風土づくり、教職員の意識高揚に向け尽力してまいりますので、引き続き議員の皆様方のご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（佐戸仁志君） 休憩します。

休憩 10時05分

再開 10時06分

○議長（佐戸仁志君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。山根議員。

○5番（山根朝子君） すみません、先ほど通告書の日がちが違うという訂正をさせていただきましたが、今、議会事務局から、通告書の記載の日にちが合っているというふうに言われましたので、再度またここで訂正させていただきます。すみません、よろしくお願いいたします。

それと、今、教育長のほうから、とても力強い平和を守っていく教育をしていくんだ、丁寧さはもちろん必要だけれどもやっていくというお言葉をいただいて、とてもうれしいというか安心をいたしました。私自身が、今回の文部科学省の指導というのが、全国的に学校の教育現場を萎縮させるんじゃないかなというふうに思っていたんですけれども、それは本当にそんなことは全然ないんだということをこの教育長の言葉で改めてしっかり確認できまして、ほっとしております。本当にありがとうございます。

これからやっぱり状況がとても厳しい世界情勢の中で、子供たちが本当に未来の主権者としていろんな考えを持って、意見を戦わせて自分自身も成長して、自分の意見だけではなくて他人の意見、ほかの人の意見もちゃんと聞き入れて、そして調和を取っていくという、そういう人格も必要ですし、それをつくる教育というのは本当に大事になってくると思いますので、今後、議会としてもどうか、私個人としてもいろんな立場で、ところで、協力していきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。本当にありがとうございました。

以上で一般質問を終わります。

○議長（佐戸仁志君） 以上をもちまして、山根議員の一般質問を終わります。

最後に、水道スマートメータについてを通告議題とし、上辻議員の発言を許します。1番、上辻議員。

○1番（上辻 亨君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告書に基づいて質問をさせていただきます。

水道スマートメータとは、通信機能を備えた水道メーターのことで、検針員が各家庭の水道メーターの確認をする代わりに、無線などを利用して水道データを自動的に水道局に送信できる装置のことです。

当町では、少子高齢化に伴う検針員の人手不足や、山間部での冬場、大雪等で検針員が検針できない場合には、どのように検針をされているのでしょうか。

また、水道スマートメータの価値は、単なる自動検針にとどまりません。リアルタイムで水量が把握できるため、宅内や道路下の微量漏水の早期発見が可能となり、無駄な料金発生を防ぐとも

に、漏水による道路陥没などの二次災害も防げます。また、高齢者の見守り機能として、一定期間、水の使用がない場合にアラートを発するなど、高齢者の孤独死といった福祉施策との連携も期待できます。

与謝野町では、男山地区74戸を対象に、今年6月1日から来年の5月31日の期間で、検針の正確性や効率性の実証実験をされておられるそうです。当町でも、将来的な検針員の不足や高齢化に伴う確保難が懸念されます。今後の目視検針が不要となることから、業務の効率化等も考え、まずは実証実験を考えてみてはどうかと思いますが、町長の考えをお聞きしたいです。

以上について町長に答弁を求めます。

○議長（佐戸仁志君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、上辻議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

当町では、スマートメーターを含む水道DX技術につきましては、京都府水道事業広域的連携等推進協議会などで情報共有を図っているところであります。与謝野町のスマートメーター導入に係る実証実験につきましても、情報を受けております。

与謝野町の実証実験では、AMR方式（オートメーテッド・メーター・リーディング）を導入しております。これは、メーターに取り付けられた無線子機からの電波を、検針員が受信機により車や徒歩で拾い集めるものでございます。検針データは、過去10日から30日間の一定時間ごとの使用水量などの情報を得られるものでございます。

このほか、AMI方式（アドバンスト・ミーティング・インフラストラクチャー）がございします。こちらは、検針データを、通信ネットワークを介して自動的かつ常時、センター側へ送信する仕組みのもので、より導入費や通信コストがかかりますが、検針員も不要となり、常時監視ができるものとなっております。

スマートメーターに関連し、大雪で検針できない場合などの対応についてのご質問がございましたので、お答えをいたします。

伊根町では、2か月分を1期分として、二月に一度の検針を行っております。そして、メーターを含むボックスの管理は基本的に使用者にあります。積雪時には、「いねばん」にて検針前に除雪の協力要請を行っております。しかしながら、実情としては、ご高齢のお宅などで除雪できずに雪に埋もれているところもございします。そういったところは検針員の方に無理な除雪はさせずに、確認できなかった連絡を受け、前回の使用量を基に当期分の請求を行っております。

スマートメーターに話を戻しますと、与謝野町の実証成果では、従来の目視検針に比べ93%の時間短縮効果があったと伺っております。しかしながら、課題としては、やはり費用的な問題が大きく、通常メーター1器3,500円に対しスマートメーターは2万3,700円、1器当たり2万円の価格差が生じます。また、メーターは計量法による8年ごとの更新が必要となってまいります。

当町では、現在約1,300件にメーターが使用されています。その件数で費用を換算しますと、2,600万円の追加費用を要することとなり、耐用年数8年でならしたとしても年間325万円の経常的な負担増が見込まれるものでございます。検針労務時間が削減されますので、もうこれは検針労務員は雇わずに、職員の検針で切り替えることができれば、現在の検針委託料である年間74万円が軽減されますので、全体で251万円の費用増加となります。その費用を単純に水道使用料に置き換えると、年間1件当たり使用料が2,000円余り増加いたします。

また、さきに説明した、常時検針が可能なAMI方式では、メーター費用のほか、システムの整備といった初期投資や通信費、システム保守などの経常経費が必要となってまいります。日本水道協会の令和6年の資料では、少なくとも年間1件当たり使用料金が3,200円ほど増える、そのように概算が示されております。これなんか、私も考えると、年間1器当たり3,200円って、全然、もう職員とか直接やりとりをやっているものができて、これ、やるならこっちかな、いいなと思いますけれども、多分これ、令和6年の資料でございしますので、現実に導入するとなれば、初期投資や通信費、システム保守、そんな数字ではとてもできないように思います。

スマートメーターの導入においても、これは高いのか安いのかにつきましては、議員もおっしゃった、漏水の早期発見や、使用量ピークの把握による効率的な運営、高齢者の見守りなどの付加価

値も含めた費用対効果により検討することになるかと思います。

議員の質問にはございませんでしたが、当町で実際にスマートメーターを導入するか否かにつきましては、現状のところ、従来の検針業務に対する費用対効果は低いと判断をしております。検針員さんが今のところはおられますので、年間僅か74万円で検針していただけますので、今のところは低いと判断しております。

また、議員ご質問のスマートメーター導入の実証実験については、さきの説明のとおり、他市町の実証実験の結果を当町に当てはめて検討できますので、実施することは考えていないところでございます。

しかしながら、今まで申し上げました、今後の当町の水道経営において、検針員の確保が困難になるといった問題や、システムの高度化といった新たなメリットが見込まれるようなときは、改めて導入検討を行う必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） 上辻議員。

○1番（上辻 亨君） 答弁ありがとうございました。

兵庫県のほうでは水道メーターが盗難に遭う、取られるといったようなこともあるんですけども、この界限では取られたようなことは、近隣の市町村では聞いたことがないんですが、そういったことも役に立つのかなというふうにも考えておるわけですが、水道検針員さんが年間74万円、賃金も高騰これからする中で、どこまで上がっていくのかということも分かりませんが、今、国の補助等もあるので、ぜひそういったものも利用して、与謝野町の事例も検討しながら、大雪であります山間部で、雪、屋根ずりがあって、もうどうしてもできないようなところもあると思います。そういったところも鑑みまして、一度そういうところで何か実証実験でもやっていただければというふうに私は思ったわけですが、与謝野町の事例をもしよければ当町でも考えてみてはどうかというふうに申しつけまして、私の一般質問とさせていただきます。

以上です。

○議長（佐戸仁志君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） いろんな場所で、与謝野町に限らずこういう実証実験をやられておりますので、そういったものを鑑みまして、そして、あとはもう経済的なものですね、住民さんが、年間2,000円や3,000円ぐらい増えるんだったら別に構へんわと言うてもらえるんだったら、そういう、導入もできますでしょうし、いろんなやり方はあるのかな。でも、現実、雪やなんかで検針できない場合については、先ほど申し上げましたように、検針員さんに除雪参加させずに、先月分とトータルの兼ね合いで実際にやっておりますので、その辺は問題なくやらせていただいております。

それにしましても、こういうものを今後はやっぱり検討していくべきと思っているんです。ただ現状では、今のやり方でできる間はやらせていただきたいなと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 以上をもちまして、上辻議員の一般質問を終わります。

これをもちまして、本定例会における一般質問の全部を終わります。

◎ 日程第3 議案第51号

○議長（佐戸仁志君） 日程第3、議案第51号 令和8年度伊根漁港海岸保全施設整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第51号 令和8年度伊根漁港海岸保全施設整備工事請負契約の締結についてでございます。

高梨地区内の護岸工事を本年度も継続して行うものでございます。

契約の締結に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い

願ひ申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 橋本課長。

○地域整備課長（橋本利将君） 議案第51号 令和8年度伊根漁港海岸保全施設整備工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案書のほうをご覧ください。

契約の目的及び方法につきましては、令和8年度伊根漁港海岸保全施設整備工事を指名競争入札により行うものでございます。

契約金額につきましては5,038万円、契約の相手方は、京都府宮津市字須津471番地の1、金下建設株式会社、代表取締役社長、金下昌司でございます。

提案の理由につきましては、先ほど町長ご説明のとおりでございます。

次ページをご覧ください。

工事概要でございます。

工事延長につきましては24.3m、主体工種は、基礎捨石工1,138㎡、基礎捨石荒ならし500㎡でございます。

次のページ、高梨工区の全体の平面図でございしますが、その裏面に拡大図をご用意しておりますので、そちらのほうをご覧ください。

本事業は、令和4年度の測量調査を経て、令和5年度から高梨工区の工事として実施をしております。図面左の黄色斜線部の範囲につきましては実施済みの箇所となっております、中央の赤線部分が本年度施工箇所、緑の斜線が次年度以降の事業箇所になってございます。

次ページをご覧ください。

断面図でございます。

下段図面につきまして、こちらのほうが今回工事範囲のポイントとなっております。水面下3mまでの捨石工を今年度実施する予定となっております。

今年度、国の補助金について、要望事業額が1億円に対しまして、内示額が6,000万円程度でございました。国の補助予算がまたありましたら追加要望を行い、事業進捗を今後も図っていく方針でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありますか。7番、和田議員。

○7番（和田義清君） すみません、資材高騰等で結構値段が上がっていると思うんですけども、ばくっと大体、継続的にやっておられますけれども、何割ぐらい上がっているのでしょうか。

○議長（佐戸仁志君） 橋本課長。

○地域整備課長（橋本利将君） 物ごとに、資材単価ごとに上昇は変動していきまして、特にいつからかにもよるんですけども、今回、捨石工ですので、捨石工で言いますと、当初始めたより少し前ぐらいの時期から、私の感覚で言いますと倍ぐらいに単価が変わっておるような状況です。これはただの捨石の単価でございます。これは、ただ、輸送費等も含めて価格を値上げするということで値上げされたようなことを聞いています。なので、採掘時点での燃料費だとかそういったものも上がったことで、単価が倍ほどになったと。今現在で単価が倍ぐらいになっている。

ほかにつきましても、いつを基準にするかによりますが、令和元年ぐらいから考えても1.5から2倍、諸経費も含めたりすれば増えているんじゃないかと考えております。

ただ、これはあくまで感覚ですので、あくまで先ほどの単価は参考としていただければと思います。

以上です。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑ありませんか。質疑がないようでありますので、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号 令和8年度伊根漁港海岸保全施設整備工事請負契約の締結についてを採

決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第4 議案第52号

○議長（佐戸仁志君） 日程第4、議案第52号 令和8年度伊根町一般会計第2回補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第52号 令和8年度伊根町一般会計第2回補正予算でございます。

歳入歳出予算総額にそれぞれ547万9,000円を追加し、40億2,416万円とするものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

歳入です。

14款国庫支出金 2項国庫補助金279万3,000円の増額です。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額で、国の令和8年度補正予算で追加措置されたものでございます。

18款繰入金 2項基金繰入金268万6,000円の増額です。財政調整基金からの繰入金でございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

歳出です。

2款総務費 1項総務管理費547万9,000円の増額です。物価高騰に対応する、生活者支援、事業者支援として実施する地域振興券発行事業を計上しております。当初の計画では、7月に第2弾の地域振興券として、住民1人当たり1万7,000円の配布を予定しておりましたが、今回の補正により、3,000円を追加し、2万円の地域振興券を発行いたします。お一人様2万円でございます。第1弾と合わせて、合計4万円となります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 横川課長。

○総務課長（横川 純君） それでは、令和8年度一般会計第2回補正予算の詳細についてご説明申し上げます。

歳入でございます。

10ページ、11ページをご覧ください。

14款国庫支出金 2項国庫補助金 2目総務費国庫補助金279万3,000円の増額で、国の令和8年度補正予算成立に伴う物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加交付分でございます。

18款繰入金 2項基金繰入金 1目財政調整基金繰入金268万6,000円の増額となります。

続いて、歳出でございます。

12ページ、13ページをご覧ください。

2款総務費 1項総務管理費 6目企画費547万9,000円の増額です。地域振興券発行事業547万9,000円の増額は、国の補正予算で計上されました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、追加で地域振興券を発行するものでございます。令和7年度補正予算にて計上し、令和8年度に繰越しして、第2弾として計画しておりました1人当たり1万7,000円に、今回補正分1人当たり3,000円を追加し、合計で2万円、1,000円券20枚の振興券を発行いたします。発行基準日は令和8年7月1日とします。

参考となりますが、6月1日現在の住基人口は1,814人、883世帯となっております。振興券の有効期限は令和8年12月末までとし、使用対象施設はこれまでと同様に、伊根町内に事業所を有する店舗といたします。振興券は7月中旬に各世帯にお届けができるよう想定をしております。

以上で伊根町一般会計第2回補正予算の詳細説明とさせていただきます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑がないようでありますので、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第52号 令和8年度伊根町一般会計第2回補正予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第5 閉会中の継続審査（調査）申出書

○議長（佐戸仁志君） 日程第5、閉会中の継続審査（調査）申出書についてを議題とします。

総務委員長、産業建設委員長及び議会運営委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査（調査）申出書が提出されました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定しました。

◎ 閉 会

○議長（佐戸仁志君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和8年度第2回伊根町議会定例会を閉会します。

皆さん、ご苦労さまでした。

閉会 10時32分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員